

仁和寺所蔵「伝聞抄」および「大疏要勘抄」の紙背文書

歴史研究室

仁和寺の塔中蔵聖教第137函の聖教には、紙背文書のあるものが数点あるが、そのうちの「伝聞抄」および「大疏要勘抄」の紙背文書のいくつかを紹介する。

「伝聞抄」(塔中蔵第137函30号3)は、卷上中下の3冊からなり、3冊とも縦25cm、横16.5cmほどの袋綴装となっている。紙数は表紙共で巻上37紙、巻中34紙、巻下28紙あり、そのすべてに紙背文書がある。表紙に「伝聞抄巻上 印玄」(巻上)とあり、また奥書からみてわかるように、「伝聞抄」は法印印玄が「伝流抄」諸尊法を授けられた受法記で、その時期は応長元年(1311)8月から翌年4月におよんでいる。印玄は仁和寺尊寿院の住持で、「伝流抄」の撰者ともいわれる真光院禪助から付法をうけたことがしられるが(「仁和寺諸院家記」)，その受法記にあたるものかもしれない。紙背文書には、(2)のごとく寺主御房の他界を訪う内容の書状が数多くあるが、切断等の欠損や錯簡のため、差出・充所や、本紙・札紙の接続などは判然としない。熊野詣とみえる(1)もそれに関わるものであろう。印玄は「少輔」といわれ「寺主承禪息」であるが、書状の充所がもし印玄充ならば、ここにみられる応長元年と思われる8月上旬に没した寺主は承禪にあたろうか。その他、年紀の明確なものとして、応長元年9月29日の諷誦文(3, 4, 6, 7)と、莊名未詳の莊園内での殺生禁断に関する書状(5)をあげた。

なお3冊本とは別に同体裁で、正和元年(1312)9月・嘉曆元年(1326)5月分を記した「伝聞抄」1冊(30号4)があるが、その奥書に「伝聞抄三巻附録也 印玄法印御自筆 心蓮院」とあり、3冊本とともに印玄自筆本で、時期は降るが、内容的には巻中と下の間にいるものである。

「大疏要勘抄」は巻第八上下の2巻(同函66号)および巻次未詳2巻(67号)の4巻あり、巻子本で、巻第八下のみ完存で、他は欠損がある。奥書によれば、嘉曆2年、性然の筆にかかるもので、江戸末の包紙の表書には「東寺法輪院之本歎」とある。紙数は巻第八上下でそれぞれ17, 18紙、巻次未詳の断簡で8, 12紙あり、切紙も多く含まれるが、これまた表紙をのぞけば紙背文書がみられる。紙背文書には、「大疏要勘抄」を書写した性然の書状(2など)のほか、賀嶋莊関係文書(1, 3, 4, 8~10)や、大僧正以下僧名歴名(5~7)・出仕交名などがある。賀嶋莊は、摂津国西成郡にあった莊園で、当初は仁和寺青蓮寺領であったが、西園寺公経のとき、彼の所領となっている。鎌倉後期の、この時期に大乗講捧物役については仁和寺に納めていたものであろうか。また延慶3年(1310)と年紀にみえるもの(7)をはじめとする、大僧正以下の僧綱を書きあげた一連のものは、筆跡のちがいにより数群に分類できるが、或る寺院にかかわる僧綱補任抄のごときものと思われ、掲載したもの以外なお数紙にわたる。出仕交名は掲載しなかったが、包紙に「東寺西院月次日次等出仕録歎」とみえるものにあたる。年未詳5月分につき、目次に出仕の僧名を掲げ、そのなかに性然の名もみえる。

(綾村 宏)

〔伝聞抄〕紙背文書(抄)

(1) 賴禪書状 (卷上 第12紙)

熊野詣酒肴事申入候之處、御禁忌之上者、不可及
其沙汰候由、御氣色候也、又猶々此御事歎入候、
每事於今者期御上落(之)時候、恐々謹言、

八月廿八日

賴(禪)

(2) 沙弥縫了書狀

(同 第33・34紙)

寺主御房御他界事承候、返々歎存候、年來大小事
申承候之處、加様に候へハ、一身の歎存候、御心
中(參)密申候、未入見參候に如此令申候之條恐存候、
何事なく候とも、故寺主御房の御時に、

謹言、

九月十二日

沙弥縫了(花押)

(中欠)

謹上 少輔律師御房

(3) 源某諷誦文

敬白

請諷誦事

右諷誦所請如件、敬白、
三宝衆僧御布施一裏

應長元年九月廿九日 源

(4) 某諷誦文

(同 第2紙)

敬白

請諷誦事

夫以宿一樹之景、曠劫因(之)流曩劫緣、何況夫婦
併儻(之)、爰聖盡早世當士之忘、依(之)鳴鳴磬、
早出六道昏衢(之)剩往詣、乃至法界平等濟(之)
請如件、敬白、

三宝衆僧御布施
應長元年九月廿九日 源

三宝衆僧御布施一裏

応長元年九月廿九日 □

〔大疏要勘抄〕紙背文書(抄)

(1) 某奉書 (第八卷上 第3紙)

賀嶋庄役大乘(講)捧物事、學頭僧正狀副具書如此、何
様候(之)、恩可被致沙汰之由被仰(之)候也、恐々謹言、

十二月八日

○

(2) 某書狀 (第八卷上 第3紙)

当庄殺生禁斷事、八日自円滿寺聖來申候、制禁事

被仰付長保寺候了、□尤可存禁制之方便、就(其カ)可
入不等於網曳場之由相處置、□致其沙汰云々、可
為何様候乎、隨御□可存知仕之由、可令申入給
候、

申候、恩可有御披露候也、

○

卿法印御房

○

(3) 某書狀 (第八卷上 第3紙)

一荷進上候、可令入見參給候、每事參上之時可申
入候之由、可有御披露候、性然恐惶敬白、

十二月十八日

性然

○

(4) 比丘尼某諷誦文 (同 第27紙)

三宝衆僧御布施一裏

請諷誦事

(端裏ウツ書)

○

(性然ガ)

○

(3) 某書狀 (同 第11紙)

(前欠)

○

(同 第11紙)

○

定申旨候歟、其以後□候て□、御返事をハ可申□

候、御許□候き、落居無恩候、可申案□候也、内

ミ沙汰候しハ、□□掌為當庄下司納取、無何其足
□失候歟、又他所雜掌にて無得□次目ハ已後、所

務(ノ)も可懸候に、是□無其儀為職人無故所納取公
□□、何不出候歟、其上又彼御捧物(日ナ)以後、當
院家被充行候、所務□□こそ無力候ハ、所務以□
役尤不□事候歟、其上又拂地今年作法□以水□之